

明末南直の蘇松常三府における均田均役法

濱 島 敦 俊

目 次

はじめに

一、明末南直三府の里甲正役

二、畝数による里甲の編成

三、徐民式の改革

おわりに

はじめに

明末の江南デルタに広く展開された城居地主による大土地集積は、周知の如く、一般に郷紳に与えられた徭役免除の特権を一つの主要な契機としており、これに基因する徭役問題即ち「役困」の発生に対し、明末清初に均田均役の改革が実施された。特に明末浙江の改革の分析によって得られた知見では、その対象は当時なお力役として残存していた里甲正役にあり、(1)科派の基準を田土の所有面積に移すこと、(2)郷紳等の優免の特権を制限すること、の二点を基本的骨格とするものであった。⁽¹⁾

ところで、この改革の前提となつた、郷紳による土地集積をめぐる諸情況は、江南デルタのなかで浙江だけではなく、南直隸に属する蘇州・松江・常州の三府において一層明瞭に見出されるのであり、均田均役の改革は南直においても必須のものとなつてゐたであろう。しかしながら、従来の明末の改革の分析は、『海鹽縣圖經』等のまことに史料の存在することも与つてか、浙江についてのみ詳しく、同時期の南直については未だ殆ど考察が加えられていない。浙江の均田均役は、右に挙げた基本的内容の第一について、一定の田土面積に応じて里長の役を科派する形態をとつてゐたが、その故に均田均役を新たな編成基準による里甲編成法とする理解が生まれたと考えられる。だが南直隸のそれを検討するとき、本質を共有しつつも、形態を異にする改革が見出されるであろう。本稿はこのような問題設定の下に、明末の南直三府においても均田均役の実施が試みられたことを明らかにしようとするものである。

一、明末南直三府の里甲正役

すでに隆慶年間に南直隸三府では応天巡撫海瑞等によつて条鞭が施行され、すでに銀納化されていた里甲雜役と一部の里甲正役（里甲銀）は併せて丁（事実上田土である）と田に科派され、秋糧と帶徵されるに到つた。⁽⁴⁾しかし、税糧の催徵・運解を中心とする里甲正役は、役目の分化を伴いながら、依然として力役のままに残つていた。均田均役はかかる残存する力役をめぐつて実施されるのであり、改革の考察の前提として、まず明末の里甲正役を各府について概観する。

△松江府▽ 崇禎『松江府志』によれば、府下の三県には共通の徭役制度が存在したと考えられる。それは、編審が十年ごとに行われる里役と、五年ごとの「糧役」に分けられる。⁽⁵⁾

里役には、一団を対象とする経催（分催・里長・排年ともいう。銀米の催弁）・該年（水利の濬築。上海・青浦両県では小塘長とも呼ばれる⁽⁶⁾）・総甲（雜事を管する。要所では官吏の迎接に応ずる）と、一区を担当する総催（領限総催ともいう。経催を督する）・塘長とがある。前者は経催→該年→総甲の順に十年に一次ずつ承役する⁽⁷⁾。元来里長の重要な職務とされた編造に関する役目は、完全に包役によっていた。これら里役は、府志の記述による限り、甲を単位として科派されるかに見え、朋充が一般化していたと考えられる。後者は、各区ごとに経催から“丁力尤も勝れたる者”が総催に僉充され、塘長はその次年に充当された。但し、塘長は在地の水利よりは、海塘の修築をも含めて他区に動員されること多く、その故に泥頭の包攬が一般化していた。⁽⁸⁾

糧役は元來糧長の職務であったものが分解したものであるが、松江府志は二十九の役目を記す。その中で三県に共通し、かつ重役とされるのは、布解（年八名。銀を支給され、布を購入・解送する）・北運白糧（五六名。上供ならびに禄米に充てる白米の春白・解送に任ずる）——以上を上々役とする——、収兌糧長（一四一名。県の倉で漕糧を收め、軍に免す。上等役）、収銀総催（一七六名。櫃にあつて金花銀などを收め県に免す。中等役）の四役である。これらの糧役は元來大戸が僉充される筈であったが、現実には多く“中人之家”が充てられており、里役にはさらに低い階層が当ることがあった。⁽¹¹⁾

△常州府▽ すでに山根幸夫氏⁽¹²⁾・栗林宣夫氏⁽¹³⁾によつて紹介されたように、常州府下の無錫・宜興・江陰県では、明末南直の蘇松常三府における均田均役法

里長の職務が分化し、里長（公務を勾撰する）・糧頭（錢糧を催弁する）・書手（冊籍の編造⁽¹⁴⁾）の順に就役している。武進県は不明であるが、これらと共通していたのではないか。靖江県のみは異っていたようである。⁽¹⁵⁾ 粮長は、万曆五年巡撫宋儀望の改革で里長を以て充当されようとしたが、実施したのは宜興だけであり、他は区ごとに僉充⁽¹⁶⁾されている。糧長の職務の分解は、提議としては万曆二年江陰県の例⁽¹⁷⁾、万曆十六年の知府譚桂の提議などがあるが、実施が確認されるのは、万曆癸巳・甲午（二十一、二年）の無錫における糧長の米頭・銀頭（糧頭）への分化のみ⁽¹⁸⁾である。⁽¹⁹⁾ 以上、常州府における里長・糧長の残存を確認できるであろう。

△蘇州府▽ 以上二府に較べて、蘇州府には明末の徭役についての体系的記述が殆どない。従来の研究でも殆ど蘇州府には論及されていないようである。以下に若干の考察を加えたい。

崇禎『吳縣志』・役法には、

隆慶二年、知府蔡國熙詳定南・北運、櫃收等役、及倉兌。並五年一編、与十排年役、各別挨輪。⁽²⁰⁾ とある。この記事はこの方志の系統にしか見えない点に問題が残るが、糧長の稅役關係の職務のうち、催徵を除いた経収ならびに解運系統の役目は、五年ごとの編審と定められたと考えられる。松江府で、十年一編の里役と區別され、収・解の役目が五年一編の糧役に分類されていたのと揆を一にする。各県の具体的役目は後に表示する（表III）。

一区の催徵は、糧長が担当したと考えられるが、総催或いは公正と呼ばれる例もある。⁽²¹⁾ なおすでに宜興で見たように、また浙江について紹介されているように、糧長が里長から僉充され、一里を管轄する例があるが、蘇州府下⁽²²⁾

では嘉定県で実施されている。⁽²⁵⁾

里長についても具体像を示す史料は極めて乏しい。ただ里長が松江府と同じく経催と呼ばれる例は、吳江縣を始めとして吳・長洲・常熟に見られる。このうち吳縣については、⁽²⁶⁾

万曆二十四年、吳縣知縣袁宏道立法、催徵條編折銀、以上五甲屬經催、下五甲屬里長、免十排年俱赴縣聽比⁽²⁷⁾とあり、常熟では

毎畝分上下五甲、每五甲、輪年為甲催、或曰經催。⁽²⁸⁾

とあって一里を二分して経催が五甲ずつ担当している。やはり蘇州府においても十年周期の糧長系統の徭役と、五年周期の里長系統の徭役に分化していたことが推定される。

以上、分明でない点が多いが、税糧の収解を主とする里甲正役は、明末においても力役として存在していることが確認されるであろう。これらの徭役は、多く大戸の避けるところであり、現実には中人之家＝身分的特權を持たぬ中小地主層の負担するところとなっていた。

一一、畝数による里甲の編数

既に多く紹介されているように、このような徭役負担の不均衡は多く里甲間の田土の不均となつて現われ、特に条鞭以来田土にその科派の基準を移しつつあった江南の徭役体系のもとで、大きな問題となつていた。これに対応する改革として、里甲を畝数で編成すること（一定面積に応じて里長を課すること）が、浙江の嘉興・湖州府で万

曆年間に実施される。このような形態をとる改革は、明末の南直隸においても全く見られないものではない。
すでに嘉靖年間に十段法の改革が実施され、雜役の一条化、銀納化と丁・田を基準とする均等な科派が行われた。
その典型的改革とされる武進県の馬汝璋による改革について、万曆『武進県志』³額賦、秋糧、万曆十年の条に
飛詭復出、莫可端倪。……畏法者尺土不遺、奸頑者連阡多漏。欲求其策、必如県令馬君汝璋開濬法乎。其法以
一百八十丈、為一里、每里總該田五百四十畝。

とあり、正役の一環としての水利の徭役について、畝数に応じて里（長）を充当しようとしたと言う。

この後、嘉興府では桐鄉を除く全県で、また湖州府下の烏程・帰安・長興など⁽³¹⁾で均田均役が実施され（ようとし）
た万曆二十九年に、南直についても三つの事例が存在する。まず万曆『嘉定県志』⁽³²⁾賦役には、

（万曆）二十九年當大造。令韓浚謂、均田則可以均役。一縣之田、勢不可得均。而就所在一扇之中、計田若干、
應編排年若干。一以田為準、于是、貧者得以息肩。

とある。一県についてではなく、一扇（都を内分する単位）について通融する点が少し異なるが、嘉定県で知県韓
浚は畝数によって里長を科派している。万曆『靖江県志』⁽³³⁾徭役志、戸役には
旧制、皆以戶編、不問田之多寡。自歐陽郡公東鳳、通計一邑之田、酌以六十八畝為一甲。田多者、出本甲以補
他甲。田少者、移他甲以補本甲。而各徭之多寡、亦因之。其制均停稱便、而今則稍紊亂矣。

とある。歐陽東鳳⁽³⁴⁾の常州知府在任期間は、万曆二十九年から三十一年に到る。この改革は当然二十九年の編審の時
のことであろう。六十八畝で一甲が科派されているが、各甲の間の田土額をそろえるための調整を述べるこの記事

から推察するに、この里甲編成は属人的なものではなかつただろうか。なお東鳳の地位からして、この改革は靖江のみならず常州府全体を対象としていたかも知れぬ。たださして時を経ぬのに“紊乱”といわれ、また管見の限り他の史料に記事がないから、その実効は疑わしかつたであろう。後一例も同じ常州府下の江陰県で試みられようとしたものである。前に紹介した万曆『武進県志』³額賦の馬汝璋の記事の後に次の記事がある。

聞近日江陰丈田、邑侯郝君敬用此法（馬汝璋の法—筆者注—）而加密、諸奸喪氣。惜役未畢、而郝以左遷罷。

郝敬は京山の人、万曆一七年の進士。戸科給事中に至つたが、礦税で閹党を攻撃、また首輔趙志皋を攻撃し、二十七年の大計で浮躁の科で宣興県丞に降格、ついで江陰知県を量授された。しかし“要人”的喜ぶ所とならず、下下に考課され、挂冠して去つた。⁽³⁷⁾右の史料では“役未だ畢らざるに”去つたと、二十九年までに去つたかに見えるが、おそらくは三十年の考察で去つたのであろう。黃宗羲の言う「要人」が何を指すか分明でない。或いはその革職にこのような均田の試みもからんでいるかも知れぬ。

この後、崇禎年間の華亭に均田の企図があつた。崇禎『松江府志』¹¹役法¹ 経催の条所収、「崇禎己巳（二年）華亭鄭侯友玄、酌議賦役、以甦民困八款」の第一条「經催十甲均辦議」には、

今本県新編里甲、搜查詭寄、一按田籍、授之以役。……撫台曹批。拋議、徵比有法、包侵弊絕。豈容棍徒為之旁搖也。如議行。

とある。また『松郡婁原均役成書』王広心序には、湖州の朱國楨の「嘉湖則例」について“始事”的難きを述べた後にさらに

嗣後、京山鄭公其山、令華時、先曾祖銀臺公、倡議行嘉湖法。鄭公不惜為民請命、端緒定矣。会鄉大老某公、論不協、輒報寢。至于季年、郡司李禾中顏公雪臘、奉大中丞山陰祁公令、復欲行之。又以沮謀報寢。蓋踵事、若斯之難也。

という。崇禎二年、華亭知縣鄭友玄は新たに田土による里甲の編成を試み、巡撫曹文衡の支持のもとにその緒に就いたが、郷紳の長老の反対に遭い、おそらくは四年（辛未）の大造の時点で、挫折させられた。改革を提倡した「先曾祖銀台公」⁽³⁸⁾とは郷紳許樂善であった。

今暫く樂善について考察する。彼は御史の時、礦稅の停止を言い、白蓮・無為など異端の懲治を説く。⁽⁴⁰⁾さらに一十九年の湖州の均田均役について“義挙”と評し、これを推進しなかつた知府陳亮を、他の不正行為とともに糾弾し、その考課を嚴にせよ⁽⁴¹⁾と言う。つまり嘉湖形式の均田均役を許樂善は高く評価している。ところで、その文集、『適志齋稿』⁽⁴²⁾に収められた「与張衢所」「再与張衢所」では、二十年代末の華亭知縣張繼桂の改革——生員以上が役田・役米を里排に貼役する——については屈折した反対を展開する。樂善は「士夫の免役が里排を苦しめているのを救おうとする」知縣の意図を讀えた上で、その不可能な理由を三點——①役米の加征の際の手続き上の煩雜さ。⁽⁴³⁾②里役に“姦貪之徒”が居り、新任郷紳で土地集積の少い者、生員で一、二十畝しか有たぬ者がいる。③民の心に僥倖心が生じ、秩序が乱れる——挙げ、さらに必要としない理由を三點——④官戸は自ら催弁・比兌しており、里・糧長とは関係を持たぬ。⑤官戸の田が多いとは限らず、仮に多くとも消長あり、かつ田の多少は労費の多少でもあって、労費多き者が少き者を助けるいわれはない。⑥徐階に義田は始まるがそれは自分の田のある里だけを対象と

していた。現在すでに顧正心が義田八万畝を置き、金原の里排に貼役しているから、これ以上増す必要は無い——
挙げて、士夫の貼役（おそらくは田土に一律に科し、里排に与える）に反対する。見た限り、詭弁に類するものも
含めて雑多な理由が挙げられているが、ここに嘉湖形式の均田均役を推進した人物を想像することは難かしい。こ
の矛盾はどう考えるべきであろうか。

まずこの六点の理由（二度目の書簡にある）は、“公同熟計”⁽⁴⁴⁾ したとあり、樂善その人の意見と言わんよりは華
亭県の鄉紳全体の意見と考えられる。論理構成がきわめて雑然としているのもその故であろう。ところで樂善自身
は役田をすでに出して全県の里役に貼役しているのである。⁽⁴⁵⁾ 然らば何故に樂善は反対するのか。それを解く鍵は、
この役田・役米による貼役の本質にある。後で数多くの実例とその評価を見るように、万曆年間の貼役は、往々に
して優免の限制に対置される案となつて現われる。それはここでも例外ではなく、すでに第一の書簡で樂善はそれ
を指摘する。

助之説、蓋自徐太卿始。聞、其家人、因庄田過多、彼時懼勢衰報役。故議田每百畝、或助田四、五畝、或助米
二石、預結歛区人、為免役計。

徐太卿は第一の書簡の記述からして階の族であり、子の藩（藩官で太常卿に至る）か、孫の元春（万曆二年進士。
やはり太常卿に至る）の何れかである。⁽⁴⁶⁾ 大鄉紳として厖大な土地を集積した徐階の一族が、階の死後勢力が衰退し
報復として役を割り当てられる（珍らしいことではない。前稿乙、王文禄の指摘を見よ）ことを憂慮し、自家の田
の所在する里にのみ（第二の書簡）、助役して人々の歛心を買おうとした。その本質はその後も変わるものと樂善

は抱えているが、このような認識は、他のいくつかの事例に徴して妥当に思える。萬曆二十年代前半、蘇松巡按御史甘士价は、優免の限制・詭寄の禁止・照田派役を骨子とする改革を企てたらしい。これに対し松江府の大鄉紳陸樹声は、『羣議を剂量』した上で、『①重賦・災傷など、所有の田土多ければ、苦勞も多いのであり、限制は必要ない。②現在の寄田は近親子姪など情においてやむを得ざるものだけである。もし照田派役・優免限制をすれば、寄田に何の楽しみがあるう。たゞ（民戸の）花分は、取締まるとい』と反対し、対案として、畝当たり一升の『助役米』を出すことを提案している。⁽⁴⁸⁾ 次節で検討する三十九年の徐民式の改革についても、優免の限制に対して『役田・役銀』の説が『士大夫之情願』として対置される。⁽⁴⁹⁾ 楽善の意図は、均田均役——優免の限制と照田派役——の実施に在り、故に貼役にすら反対する郷紳層の意向を利用してこの改革をつぶしたのではなかろうか。

ところで崇禎二年の鄭友玄の改革は、始められようとした段階で「郷大老某公」によつて妨げられたと言う。王広心はその名を明かさぬが、同じ『松郡婁県均役成書』に収録された「府詳坐岡不便」所引の「四原士民呈」には、次のような記事があり、「郷大老某公」は何人であるかが判明する。

遡考前朝、万・楨年間官斯土者、亦曾講求倣行浙省嘉湖事例、即今均田均役之意。無奈、比有本郡錢宦者。位居師相、田盈数万。催科徭役、不敢過問。若使一均、使無躲閃、且絕利藪、故一于握定、竟不得行。延至本朝。右の錢宦こそ郷大老であろう。彼は名は竜錫、天啓七年十二月、新帝により礼部尚書・東閣大学士に登用された。すでに五年に南京吏部右侍郎として忠賢に忤い削籍され、忠賢の失墜とともに再登用され、天啓元年六月入朝、七月太子太保・文淵閣大学士に晋むが、二年十一月退任する。⁽⁵⁰⁾ 大郷紳が改革を押し止めていることが確認される。

なおここでは均田均役の反対・妨害が、錢龍錫という一郷紳についてのみ指摘されているが、松江府（さらには南直）の郷紳総体の意志もここにあったのではないか。嘉靖隆慶の宰相であった徐階の一族の免役をめぐる行動を右に見たが、階その人も当時の役困を郷紳的土地位所有の展開において論じようとすることをすでに紹介した⁽⁵⁾。また前頁に紹介したように、徐階より少し後の大郷紳、陸樹声は、優免・詭寄を擁護し、照田派役に露骨に反対していた。次節で詳説する万曆の徐民式の改革に關して、当時の知県、聶紹昌のことを、郷紳董其昌は

呂故苦踐更、廻議均役、官与民視田受役、幾無等。侯覈富民田、隱沒尽出、逾故額六十万。於是中產以下、皆得免役、而縉紳亦不至大困。行法之乎、為江南最。⁽⁵³⁾

といい、また何三畏『雲間志略』⁶「華亭令井愚鼎公伝」には

会有踐更之令、撫台叛議官民並役者、幾至無等。侯為調停其間、覈富民田隱沒者六十余万。於是、中產以下皆得免充、而縉紳亦不至大困。

とあって、何れも優免の限制を貫徹せざりしが故に紹昌を高く評価する。何三畏のこれと対照的な徐民式評価は次節で紹介する（一〇五頁）が、この他、何三畏は華亭の郷紳で万曆初に福州知府となつた宋堯武について、

福之徭役久便官傭、而奸民妄畫計田均役、士民恠々、公力持不聽。

と“計田均役”を実施せざりしが故に評価している。その後、明の滅亡する十七年、巡撫祁彪佳の令で司李＝推官の顏俊彦（禾中＝嘉興の出身）が実施しようとするが、計画が沮れて失敗した⁽⁵⁴⁾。

このように松江における浙江型の均田均役の実施の企ては、優免の限制の故に郷紳総体の強い抵抗に会い、全て

崩壊しているのである。明末の南直隸三府において、企図とその挫折を伝える史料はあるが、現実に行われて実効を挙げた事例は全く伝えられていない。畝数による里甲の編成（里長の科派）は、南直では根を下していないと断定しても誤まりはあるまい。

三) 徐民式の改革

(†)

畝数による里甲の編成が殆ど実現しなかつた南直においても、「均田」或いは「均役」という語はしばしば見出される。特に、康熙『蘇州府志』²⁷ 稅役、万曆三十八年の条「知府趙世祿均役全書跋」には

公（徐民式・筆者注）之言曰、前撫周公行均田法矣。藉周公以開均役之端。

とあり、万曆三十七年から四十二年に応天巡撫に在任した徐民式は、自らの改革と、三十二年から三十六年にかけての巡撫、周孔教の改革と併せて、均田・均役と意識しているのである。⁽⁵⁵⁾ ここでは三十八年に実施された徐民式の改革について考察して見たい。

崇禎『松江府志』¹² 役議所収「万曆庚戌（三八年）撫台徐会題均役疏」が、官戸への詭寄、花分、寄庄、故宦の濫免等による避役の田土の増大、その結果としての承役者の階層が低下する傾向、ならびに役困の存在等を指摘していたことはすでに紹介した。⁽⁵⁶⁾ ここでは『江蘇省明清以来碑刻資料選集』³⁰¹ 「無錫縣均田碑」所載の奏疏によつて考察を加えることにする。この上奏は、徐民式の他に蘇松兵備李某、巡按御史房（壯麗）⁽⁵⁷⁾ が会同してなされている。

すでに紹介した部分に続けて次のようにいう。

臣等以為、今日役法之弊、物窮則反、斷無膠柱不移之勢。而此中賢士夫、桑梓情切、未必非相与拯拔之一会也。該職等、履行道府県、逐一清查。自甲科以至一命、謹遵照会典、厚加優免外、於鄉紳大体、似無不愜。其余限外田畝、及有詭寄・花分・寄庄・故宦、槩不容隱匿、無論官民、尽数照田編役、以甦積困。⁽⁵³⁾

つまりここで提案は、①田地の避寄を清査し、②優免を会典の額に限り、③限外の田土には役を課し、④田土の面積に応じて役を課すといふものである。畝数による里甲の編成は言わぬが、明確に“照田派役”が主張されており、優免の限制とともに均田均役の最も主要な骨格を見出すことが可能であろう。なおこの奏請より早くいくつかの県では清査をすでに実施していたことは、均田碑にある次の記事（前の部分に続く）から明らかである。

隨拠長州県知県韓原善申称、前次編役旧冊、當差田不過二十萬畝。今清出當差田、共有五十五万六千九百畝矣。華亭県知県聶紹昌申称、旧充差役、止閼戸十万余畝。今清出當差田、共有三十四万五千畝矣。常熟県知県楊漣申称、清出花詭田共十五万畝有奇矣。吳江県知県馮任申称、本縣往年編役之田、止二十万二千畝。今清出當差田、有九十万畝有奇矣。蓋四縣差役独重、各官悉心查核、先已造冊竣報、□之各屬、度無異同。嗣此而諸役尽平、東南數百万生靈、可脫湯火而措之衽席矣。抑又思、臣等所撫者皇上之赤子、所奉者皇上之三尺。為賦役而全民命、臣等職也、何為削牘奏請。

この中で華亭県については前節で触れたが、そこに引いた史料では、聶紹昌が“富民の田を覈べ”た結果、隠没されていた田六十万余畝を清出したといわれていたが、この奏議には、三十四万五千畝という。崇禎『松江府志』¹²

役議所収の史料からこの一二つの数字の関係を検討しておきたい。

(A) 官甲書冊詭寄田畝、已清十之七八、而餘田有倍于圃戶。惟編役之中、須斟酌相宜乃可与久。故餘田及五千畝者、除二千畝、起布解一名。餘田習万畝者、除四千畝、起布解二名。至于南北二運・各項差解、非民甲詣練慣熟者、不能承受。請以收銀總催之半・糙糧兌軍之大半、役官甲餘田、可乎。……今議、官戸田少者、以收銀之役加え、与民甲一体領銷交納。……官甲田多者、以收兌之役加之。民代官甲南北運等差、而官甲代民兌軍一事。……或有難縣司者曰、兌軍重役、何以加。……(聶紹昌「官甲餘田起役議」)

(B) 官甲詭寄已明、民戸花分難明。……今日編差之田、止及一邑十分之三。有田不圃者、逸于役之外。是花分之奸民得志而已。圃之良民、反受累也。(同「民戸花分議」)

(C) 然後清花分、共得田三十四万五千畝。清詭寄、共得田三十四万一千四百九畝。通計華亭之役、毎年一百余名、五年共一千零十役。昔之編役田、在十一万之中。今之編役田、在六十八万六千余之外。(同「均役全書敘略」)

最終的には清査の結果新たに承役する田土は六十八万余畝に達しており、前節の記事と一致する。ただ詭寄されていた分と、花分されていた分とにこの田土は大きく一分されるが、(A)・(B)から見ると、すでに民式の奏請以前に清出が実施されたのは、詭寄の分であったと考えられる。詭寄の清出をもとに優免限外の餘田への科派が提案されるが、士民並びて派役されることへの反感・反対は前節の史料から充分に窺えるであろう。この民式の奏請が後述の如く批准され正式の法令となつた後に、言わば第二次の清査として花分の査出が実施された。優免を限制された郷紳層の圧力も、その方向に知県を駆りたてたことは充分に考えられる。⁽⁶³⁾ ⁽⁶⁴⁾

さて先に述べた四点を骨子とする改革を確実ならしめる保証として、奏請はさらに続けて次のように述べる。

縁此挙利于公、不利于私、若不著之令甲、異日必致更張。恐終貽皇上軫恤東南之慮。伏望、俯采臣等所言、亟勅下戸部覆核、果于地方少有裨補、行臣等查確、編定勒石、永為遵守。其所属有司或□法市恩、及豪右阻撓者、聽臣等指名參究、民生幸甚、國計幸甚。臣等無任激切待命之至。

(つまり)法令として確定し、(1)石碑に刻み、(2)実施を怠る官僚及び妨害する“豪右”を査問する権限の附与を、加えて要求する。この奏請について、戸部は十一月二十一日、次の覆議を上奏し、二十八日裁可された。⁽⁶⁵⁾

看得……拠称長洲県知県韓原善等搜弊稽查畝數、其照会典優免之例、加意常額、則鄉紳之体貌攸存。清積年冒濫之條、逐畝科查、則編戸之勞逸共適。……其君子悅礼好義、首事以為之先。其小人守法奉公、望風而惟恐後。行之允稱便利、懸之永為成規。既經撫按会題前來、相應復請、恭候勅下本部、移咨應天巡撫并都察院轉行巡按御史、將蘇松等府詭冒濫免田畝、確行查編。勅為令甲。毋此行而彼掣、毋朝改而夕更。其所属有司、或執法市恩、及豪右阻撓者、聽撫按指名參究。事明之日、開造田賦徭役類冊、繳部查考。庶上完國課、下紓民力。三吳數百年之積困、從此少蘇乎。(傍点筆者)

裁可の後、部→巡撫と下つた新令は、正月十日までに結果を報告することが各道に義務づけられ下に降された。

土地の清出（花・詭から）の、優免の限制、照田派役（逐畝科差）を根幹とする改革、ならびにそれを保証する措置の申請は全面的に認められた。時の内閣は李廷機（三十五年五月入閣）と葉向高（同月昇任。十一月入閣）の二人であるが、廷機は三十六年十月から病いのため閣に赴かず、事実上向高の単独内閣であった。⁽⁶⁶⁾ 戸部は尚書趙世卿

表 I 萬曆38年優免新則

	1品	2品	3品	4品	5品	6品	7品	8品	9品
進士 照会典加十倍。									
京官(典) (則)	1,000 10,000	800 8,000	670 6,700	535 *5,305	470 4,700	400 4,000	335 *3,305	270 2,700	
外官(典) (則)		400 4,000	335 *3,305	267.5 2,675	235 *2,305	200 2,000	177 *1,707		
未進二甲	3,350								
未進三甲	2,700								
舉人・恩生 照会典加六倍。									
京官(典) (則)		800 4,800	670 4,020	535 3,210	470 2,820	400 2,400	335 2,110	270 1,620	200 1,200
外官(典) (則)		400 2,400	335 2,010	262.5 1,605	235 1,410	200 1,200	162.5 *1,005	135 810	100 600
未進	1,200								
選貢 照会典加四倍。									
京官(典) (則)				535 2,140	470 1,880	400 1,600	335 1,340	270 1,080	200 800
外官(典) (則)				335 1,340	265.5 1,062	235 940	200 800	177.5 710	135 540
未進	400								
栗監 照会典加一倍。									
京官(典) (則)				535 1,070	470 940	400 800	335 670	270 540	200 400
外官(典) (則)				265 530	235 470	200 400	177 354	135 270	100 200
秀才・監生	80								

封君 故宦 武職・掾職	隨品格，加六倍免。 未及三年者，照原品級免。 照會典免。
-------------------	------------------------------------

単位 畝。(典)会典、(則)新則
*は常熟私志の記載のままである。

が実務をとれず、均田碑によると右侍郎孫輝が部事を署していた。向高の政権であることが、均田均役の実現に大きく関わっていたことは充分に想像できる。⁽³³⁾

ところで優免について、「加意常額」とあり、会典の規定よりは寛やかな限制が為されている。裁可後巡撫から下された命令の中に『議定せる優免則例』⁽³⁴⁾の勒石が命ぜられており、会典とは別の規定が新たに制定されている。それは万曆『常熟私志』³叙賦、優免新則がそのものであろうと考えられる。詳細は右に表示した(表I)ように、進士の現任者の「加十倍」を最高に、故宦の子孫に至るまで、細に規定しており、華人・官恩生の現任者加六倍、同じく選貢加四倍と、大きく会典のそれを超えるものであった。

〔1〕

この新例により、南直三府で改革が実施される。まず優免の限制を各府について、見てゆきたい。

△松江府▽ 華亭の聶紹昌が新たに六十八万余畝を当差田に編入したことは既に見たとおりである。松江府志はさらに他の二県での実施を記載する。上海知県徐日久は「今、新例を奉行し、花詭を清出するに、実田すべて四十万余畝なり」⁽³⁵⁾といい、青浦知県王思任は「清田均役」を行ない、十六万八十八畝を新たに得ている。⁽³⁶⁾

△蘇州府▽ すでに呉江知県馮任、長州知県韓原善、常熟知県楊漣が花詭の清出を行なっていた。康熙『蘇州府志』²⁷徭役、万曆三十八年の条の「知府趙世祿均役全書跋」には、さらに他の一州三県(崇明は徭役が除かれてい)に花詭の清出と優免の限外の当差田への編入が行わたことを伝える。但し、上記の三県を除けば、その数字は吳県についてのみ明らかであり⁽³⁷⁾ (僅々七千一百畝に過ぎぬ)、どの程度貫徹されたか疑問である。後述の太倉州の

状況などから推察すると、いわゆる“陽奉陰違”であつたらしい。吳県の場合は特に役田の維持（すでに宋儀望により設置された⁽⁷⁵⁾）に努力が向けられていたらしい。⁽⁷⁶⁾ 徐民式の改革の特徴は、

今不議貼而議均、則大中丞之苦心也。⁽⁷⁷⁾

と把握されるように、役田・役米による貼役とははつきり対置されるものであったが、吳県の状況もこの関係で理解されよう。つまり、均役はあまり推進されず、逆に貼役が進められたのである。

△常州府▽ 文字通り“勒石”された「無錫縣均田碑」が詳細に実施を伝えてくれる。同碑所引、知府杜承式から常鎮道臧爾勸に当てた呈請では、

乃毘陵縉紳之田、縮于限内者什之九、逾于限外者什之一。加以蘇・松之例、一体優免、則免田多而役田反少。慮非設法之初意。加以十倍之法、斟酌從減。則彼一例、而此又一例。恐非尽一□定規。本府仰体撫台一念均役苦心、慨然于法□必行。議將鄉紳田畝縮限之内者、只就見在優免。逾限之外者、即以限外編差。而監生・生員及雜職等項、悉仍舊貫、不許混免。

という。蘇松に比べ郷紳的土地位所有の展開が少ない常州では、前掲の新則は郷紳の現実の土地位所有を上回るものであり、そのまま施行すると当然に詭寄を増やすであろうから、限額以下の所有者については現所有額を優免額と認定するものである。均田碑所収、常鎮道臧（爾勸）の報告では、右の原則を確認した上で、靖江県のみは花分・詭寄の査出すべきものが無いが、他の武進・無錫・江陰・宜興四県で、花詭の清出九万九千二百九十三畝、限外田一十四万一千六百四畝を新たに當差田に入れたことを伝える。四県の各県の数字は無錫についてのみ判明する（均田

表II 萬曆38年無錫県の田土

A	原額		頃畝分厘 12,893, 20. 2 2
B	改革前の当差田		5,171, 70. 0 0
C	清出せる花・詭田		591, 28. 1 0
D	官戸優免田		1,721, 23. 6 7
E	官戸限外田		1,597, 19. 2 0
F	民戸當差田	B+C	5,762, 98. 0 0
G	零星民戸不当差田		4,943, 02. 9 1
H	改革後の田土総額	D+E+F+G	14,024, 43. 7
I	郷紳の所有田土	D+E	3,318, 42. 8 7
J	民戸の所有田土	F+G	10,706, 00. 9 1
K	当差田	E+F	7,360, 17. 2 0
L	不当差田	D+G	6,673, 26. 5 8

(注1) 無錫県均田碑に見えるのはA～Gだけである。

(注2) HとAの差額が11万3千畝に達し、Cを大きく超えるのは、清出が花・詭だけでなく、隠没田についても行なわれたことを示す。

碑)。すなわち、知県陳以聞は、上掲の表IIの如き結果を記している。つまり花詭ならびに隠没の清出を行い、優免の限制と併せて承役の田土は、約二千百九十一頃(従来の当差田の四割強に当たる)増加した。以上優免限制の実施について、蘇・松・常三府を通観した。各府での実施が一応確認されたが、蘇松二府では難航していること、逆に常州府では新則以上の限制が行われたことを確認しておく。

(三)

次に照田派役の実施を考察する。浙江では里役について実施されたが、徐民式の改革では五年編審の糧役についてのみ行われた。⁽⁷⁸⁾各府ごとに見てみたい。

△松江府▽ 松江府志所載の「均役全書叙略」によると、上海県では、花詭の清出を語った後で

照田之多寡、定役之重輕。因而即定年之先後、一以田額為準。其上差者以千五百畝当之、中差者以

表III 萬曆38年、蘇州府の糧役

	等	役目	人數 (年)	編単位 田畝(年)
吳	上	執解・北運・守櫃等	19	58,800
	中	德府・南運等	6	7,800
	下	倉兌等	3	2,700
長洲	上	福府	1	3,400
	中	北運・南運・甄解等	45	52,300
	下	櫃收	140	43,900
崑山	上	福府・甄解等	24	39,466
	中	良醞等	38	51,708
	下	楊・鳳折等	53	39,608
常熟	上	福府等	24	84,000
	中	南運・德府・收頭等	41	76,000
	下	輕賚・楊・鳳等	4	2,600
吳江	上	北運・甄解・	22	46,000
	中	櫃頭・漕收等	74	88,800
	下	南運・輕賚・楊・鳳等	15	6,750
嘉定	上	北運等	40	22,472
	中	南運・練兵等	35	10,835
	下	吳淞寶山舗設等	23	5,043
太倉	上	北運等	21	22,500
	中	輕賚・南運等	17	5,300
	下	木輪・收銀等	164	28,999

七百畝當之、下差者以二百余畝當之。彼此品搭、不及者以上中下田畝之數、朋当之。數十畝之下無与焉。青浦縣では

とあり。於是、田二千五百畝、當細布解⁽⁸⁰⁾。一千二百畝、當秋糧總書。一千畝、當北運。八百畝當公侯輕齎解……。

とある。この兩県では各種の五年編審の糧役について照田派役を実施した。なお青浦では往年は五十畝にして大役に充てられたが、これにより七十畝以下は免れたとしている。ただ華亭縣では均役全書叙略に照田派役が

明記されておらず、崇禎府志の各糧役の記述にも、照田派役を伝えるものは無く、むしろ北運・収兌等の如く崇禎年間において照田派役が提議されているものがある。董紹昌が糧役についての派役を提案したことは確実である⁽⁸¹⁾が、"士民並びて役する"ことへの郷紳の反対がこれをつぶしたもの考えてよいであろう。

△蘇州府▽ 崇禎『吳縣志』⁹役法、万曆三十八年条に、

巡撫都御史徐民式、題准均役。紳衿限田優免、餘俱一体當差。……役分上・中・下三則、以田多寡為差次。

とある。同文が康熙『蘇州府志』²⁷徭役にも見え、吳縣のみならず蘇州府全体について、照田派役と、役の三則への分類⁽⁸²⁾が行われた。具体的な科派は、康熙の府志に収められた「知府趙世祿均役全書跋」に上掲の表Ⅲの如く田土を充てて実施された。このうち、常熟県については万曆『常熟私志』³徭役、に、次のように述べられている。

北運毎年二十四名、戸田三千五百畝者差。南運毎年一名戸田千畝者点。櫃頭毎年三十名、戸田二千畝者点。德府船頭毎年一名戸田一千畝者点。輕賚解戸毎年二名、戸田五百畝者点。楊鳳解戸毎年二名、戸田五百畝者点。

若干の相違はあるが、趙世祿の記述が確認されるであろう。ここで注目すべきことは、形式に関して、無媒介的に田土に科派されるのではなく、一定の田土を持つ戸に科派されている。形骸化していただにせよ、これ以前の科派にいまだ丁力が残存していた⁽⁸³⁾のに對し、ここでそれが完全に消滅したことは田土のみを基準とする方向への一層の傾斜を物語るものではある。同時に名目上、戸の残存していることも認められるであろう。

△常州府▽ 方志等に記述がなく、一切不明である。ただ前掲の「無錫縣均田碑」には、無錫県について"畝數"を以て例編す"とあり、照田派役が行われたことは確かであろう。

(四)

右の如く、徐民式の改革は、優免の限制と照田派役（特に糧役について）を骨子とするものであり、第一の点に形態上の相違はある、その本質・背景において嘉興・湖州の均田均役と全く同じ次元に位置するものであった。然りとせば、その実施は決して平坦ではなく、その一端をすでに華亭について見たように、郷紳の利害がからんで曲折を経た筈である。自らも均田均役を提倡・推進し、それを求める民衆と妨げる郷紳との激しい対立の中に身を置いていた、湖州府の朱国楨⁽⁸⁵⁾は、

余既坐均田、得罪後、徐檢吾（民式一筆者注）以撫台一行於蘇松。衆大閑、謂崇發自呂興。（『湧幢小品』¹⁴ 先兆）

と、徐民式の改革の際に、軋轢の存在したことを伝えている。（なお朱国楨が明確に民式の改革を均田均役と認識していることも注目される。）“大いに騒いだ”衆とは何であろうか。以下、民式の改革の背景を尋ねてみたい。

時の宰相、葉向高はこの件に関して徐民式に次の二つの返書を送っている（何れも『蒼霞統草』¹⁶ 所収「答徐檢吾」。一通あり）。

- (A) 三廩賦役、其士大夫官此中者、皆極口言其不便。此自為身家計、亦無足怪。有一二平心者、則言此法固善。但須行之詳密、毋啓弊端、方可永久。不然、則如湖州之事、至今尚紛々也。外疏例須下部、且此事關係不小。必部中覆上。則衆喙自息。今已得旨、更當托孫藍石⁽⁸⁶⁾ 蟲覆也。

- (B) ①均役事、姑蘇縉紳不但痛恨門下、而且尤及不肖。尤及不肯。謂、我輩尚未肯承行、而擬旨乃遽著為令。何

不通事体、一至于此。②昨投一揭帖、謂自彼中寄來者、自顧冲吾而下、尽皆列名。開列十余款、極其詆謬。度其勢、必至阻格而後已。門下既有定見定力、則亦聽之。③惟是揭、中以四衙門優免之多、涉于勢利。此一段、尚當斟酌。蓋會典優免、原照品秩、無有別項差等。門下即優于四衙門、彼亦不感。反使人得藉以為辭、而操吾之長短。何如一槩照品之為愈乎。④李九老⁽⁸⁷⁾・洪老渚之見、皆如此也。此事九老亦極力贊成、非但不肖。渠書中、當自悉之。⑤又有一說。士大夫之遷転高下、月異而歲不同。而賦役五年一編、是五年之中、勢難画一、必起爭端。似亦當慮及、而詳為之計者。⑥至于役田・役銀之說、則士大夫之情願如此。不知尚可通融否也。⑦門下以憫念窮民為心、任此大怨。須百凡慮到、毋他日豪門大姓、得以乘其隙、而變更。乃尽善耳。(段落は筆者)

まず確認されるのは、二名の宰相——李廷機と葉向高——とり分け実務についていた向高、ならびに戸部の事實上の責任者であった孫璋の全面的支持のもとに三十八年の改革は実施されたことである。一部には向高の本意でないとする理解があるが、誤解としており(B①)、反対者の怨みは民式のみならず向高にも向けられている(B①)。これは民式への激励ともとれる。権力のトップの意向を見て、江南デルタの地方官の多くは改革の支持を言うが、これは多くは保身もののため、湖州の事態を避けるためにも細心の配慮が必要なことを注意する(A)。

かの優免新則は徐民式が制定したものであるが、原案は“四衙門”(何を指すかは不明)についてはさらに優遇しており、それはおそらくは郷紳の動向を考えてのことであった(B③)。向高・李廷機、それに洪文衡は品級のみ対応させることを是とする。前に見たとおり新則には官署による優遇は見られないから、忠告に従つたのである。対象とした徭役は五年編審の糧解の役であったが、五年以内の郷紳の土地所有状況の変化(激しいとする)に

ついての配慮をいうが、管見の限り改革にこの点が考慮された節はない(B⑤)。

ここでも郷紳は反対にまわった。蘇州の郷紳は顧冲吾⁽³⁸⁾を筆頭に連名で十数項から成る掲帖を向高に呈し、『その詆讐を極め』ており、勢いからして必ずや阻格に至るであろうとする(B②)。万曆十九年、建儲問題での保身的態度が契機となって首輔を致仕し、三十八年当時七十六才で長洲に家居していた申時行は、徐民式に大意次のような書簡を送っている。

『貴君の改革は誠に結構。だが國初以来官員は税糧さえ納めれば、雜泛差役は一切免除されており、胥吏にすらその本身については免除されていた。現今の糧役はいわゆる雜泛差役である。士夫は本戸・尽く免ぜられるのであり、革職⁽³⁹⁾になって始めて当るものである。また会典所載の優免（の限制）は丁糧についてのものであるが、これもともと正税の一部だから当然のこと。差解は徭役であり、縉紳に及ぶこと必至とはならない。この方法ですでに二百年やって來た。法久しく弊生じたが故に改めんとするならば、僕は阻撓する筈無く、身を以て賛民の率となろう。ただ丁糧の原則を差徭に適用し、有司の一時の便を以て國家の定典を全く廢すということであれば、実施してもうまくゆかず、あちこちで何かと煩しいことになろう。貴君は昔日の吳興の舛錯を、また構李（＝嘉興）の紛糾を見ざるや。云々⁽⁴⁰⁾。同時に巡按御史房壯麗にも少しく露骨さを加えた書簡を贈り、『列聖養士の深思、賢臣体国の厚意と少しく乖異はせぬか。しかし撫台がもう会題した以上中途で止めるのは難しい。この上は貴君ががんばって調整して欲しい。……縉紳が貼役することにすれば、財も足り、体面も失われずに済む。敵郷（長洲）の士大夫が深く貴君に期待するのもこの点である』と言ひ、こゝでも貼役が対置される。

松江における反対はすでに考察したが、一般的雰囲気の反映として、次の何三畏『雲間志略』²³「陸考功中陽公」伝に示される、徐民式評価を見てみよう。

陸彥楨、字以寧、号中陽、華亭人。中丞阜南公（樹德—筆者注—）之子、而宮保平泉公（樹声—筆者注—）之從子也。……蓋宮保舉子問卿（彦章—筆者注—）最晚、向以子蓄公、故宮保非公在侍弗榮、而中丞遊宦、暫還里居、公實秉家政。……⁽²²⁾為中丞、草漕事一疏、為東南百世利。而均役平役之議、亦為鄉邦計久遠、其言四寄八利、若燭照而數計。然第其說、主于貼銀助役。一時不察見、謂違俗不可行。而無何不十年間、有撫台徐公楨吾民式者、創行均役均田之法、遂至役及縉紳、溷冠裳于編戶。議者謂、公与徐撫、旧称莫逆交、遂以公為口实。而不知公欲以津貼惠、裕民庶之脂膏。徐第以均役虛名、貽士夫之鷙毒。去之香壤懸絕矣。

かつて宮保＝陸樹声は郷紳の代表として均役に反対し貼役を主張していたが、その従子彥楨も“貼銀助役”を提案している（前節許榮善の項で述べた、萬曆二十九年の華亭における企てがこれである）。貼役が優免限制への対案としての性格を持つことが先の申時行とならんでここでも確認される。あえて限制を行おうとした徐民式は、呼び捨てにされており、彼への反感は蔽うべくもない。⁽²³⁾なお三十九年当時在任して改革に当った三名の知県のうち、華亭の聶紹昌は（官戸）の詭寄よりは、（民戸）の花分の清出に力点を置いたことによつて郷紳層から称揚されたことはすでに見たとおりである。これに対し、上海知県徐日久は、“民戸の花分は大した問題ではない。官戸の詭寄の方が大問題だ”と言つていることをすでに紹介した（前稿甲、一五九頁）。この後、徐日久は、漕糧問題で彈劾され官三級を降されているが、政治的背景は充分に考えられる。

これまでに内閣・戸部の主持と、蘇州・松江の郷紳多数の反対を見た。優免新則以上の限制を知府杜承式が実施し得た常州府はどうであろうか。現在までに、反対・賛成、何れについても明確な史料を持たない。ただ言わば情況証拠から考察して、この地域の大勢が支持する方向にあつたことが推定される。周知の如くこの時期の常州は、無錫の顧憲成を中心に東林の淵藪となつていて、すでに浙江について均田均役の推進者が東林、或いは反魏忠賢派を多く含むことを紹介したが⁽⁹⁵⁾、郷紳にその影響が強く及んでいたこの地において、そのことが改革に大きく作用したと考えられる。高樊竜は朱国禎を励ましていた。顧憲成は、東林の諸寿賢⁽⁹⁶⁾に、次のような忠告をする。

足下受善之勇、真不可及。敬服、敬服。聞琴川・松陵各有寄庄戸。此必迫於親交之情、不意已而應之耳。急須除之。君子自愛、愛人皆以德、不以姑息。万勿再為因循冒虛名、而貽實玷。此非特弟之意、实諸同好之意也。
努力。努力。⁽⁹⁷⁾

琴川（常熟）・松陵（吳江）に寄庄（他県に土地を持つこと。⁽⁹⁸⁾ここでは實際に所有したのではなく、詭寄の一形態としての、名儀を貸す寄庄である⁽⁹⁹⁾）戸となつていてのに対し、『諸同好』つまりは東林派一統の意見として清算すべきことを言う。武進の東林、許世卿はその『安貧五戒』の第一条に「詭取田糧」を掲げている。⁽⁹⁹⁾ 東林として天啓六年に拷殺される李応昇は、特に白蓮の乱と江南デルタの重要性とを統一された視野の中に把えつゝ、収奪の輕減を主張した人物であるが、自分の父について次のように語る。

新歲庚申（泰昌元年—筆者注）則家大人五十初寿也。寿于五、居百歲之中。家大人精完神壯、纔如強仕之年。
朝夕課子治垣、身親拮据、如貧家之故。……独生平意氣优直、不能低語媚人。然屈意于貧賤、睡面可乾。激厲

于富貴、惡声必反。……東南糧役中人傾家、富室詭逃、貴則例免。小子幸博一第、家大人弗忍累里人也。出而請役如故。……及小子來官茲土、諄々以手不持錢為訓。……（『落々齋遺集』¹⁰「乞言小引」。傍点筆者）李應昇が優免をどのように抱えていたか、その一端が示される。常州での改革の背景に、かかる東林の存在（さらにはその裾野にある中人層の動向）を想定することができよう。

ここに郷紳の動向を見たが、史料はこの改革に關して民衆（中人をも含む）の動向を全く語らない。湖州では郷紳の分裂と同時に改革を求める民衆の具体的な運動が存在したが、南直については見出しえない。しかしこの改革について、次の二つの点から、民衆の動向の影響を一般的に推定することができるであろう。一つは、優免の限制を求める中小地主自作農層の動向である。民式の改革をさして溯らぬ万曆三十二・三年の水利改革で、この階層の要求は明確に示されていた。⁽¹¹⁾もう一つは、改革に望みを托さず、現体制の全否定を語り、民衆のより下層に浸透しつつあった党派の存在である。⁽¹²⁾本稿に登場した人物でも、江陰の李應昇、華亭の許崇善等が警告を発しており、この抑圧のために第一の部分の要求への譲歩を実現する必要があつたと言えよう。

おわりに

以上で南直の重要な改革を概観した。この他に万曆二十九年に吳江知県劉時俊は「均役之法」を施き、優免の限制を行ない、貼役を行なっている。⁽¹³⁾万曆三十年代前半には、巡撫周孔教が水利について照田派役と優免の限制を行ない、常熟県では耿橘が徹底した改革を実施した。⁽¹⁴⁾

嘉湖両府と同じく郷紳的土地位所有の展開による役困の対策として、均田均役が南直でも実施される。嘉湖で施行されたような、里甲を畝数で編む方式は若干試みられてはいるが、全体に施行されたことは無く、かつ部分的な試みも多くは挫折したようである。南直で一斉に実施されたのは、五年編審の糧役について、一定の畝数(を有つ戸)を科派しようとするものであり、三府について一応実施が確認された。しかしながら郷紳の強力な反対があり、葉向高や東林系郷紳の推進によって辛うじて実施されたが、その実効は疑わしいものであった。明の滅亡もさして遠くない時期の太倉知州錢肅樂は、白糧の役について言う。

按冊而稽、向之富戸、寥落零星、不得不取中人之産以應。断鶴続鳩、艱苦万状。或曰、是花詭可禁也。夫婁中甲第蟬連、冠蓋相望。貧士一登賢書、驟盈阡陌。覓而察之、日此例也。莫散如何。唯花分、曾一呼区書、羅置刑具、得十之一二。然愍不畏法者、如故也。往時紳戸全免。亦有以竿牘免者。余則炤優免、額外分毫必以役。竿牘誓諸神明、謝勿散。⁽¹⁰⁾

花分ならびに詭寄がなお存在し、役困は消滅していない。郷紳は知県に書簡を送って(規則以上の)優免を受けようとする。この頃蘇松巡按となつた路振飛も同様なことを指摘し、その處正を言う。⁽¹¹⁾これらの問題の解決は、もはや明の王朝権力には不可能であり、康熙年間の改革を俟たねばならなかつたのである。

「一九六七年十月初稿。七六年一月補訂」「本稿は一九七五年度科学研究費“明清時代の地主—佃戸関係と国家権力”による成果の一部を為す」

(北海道大学文学部助教授)

註

- (1) 摘稿「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」『東洋文化研究所紀要』五二、一九七〇年三月（前稿甲と呼ぶ）、「均田均役の実施をめぐって」『東洋史研究』三三一三、一九七四年一二月（前稿乙と呼ぶ）参照。
- (2) 前稿甲の三、役困の項参照。
- (3) 前稿甲一四〇～一頁、一八五～六頁参照。
- (4) 山根幸夫「一条鞭法と地丁銀」『世界の歴史』へゆらぐ中華帝国▽、「一九六一年、筑摩書房。小山正明「賦・役制の変革」『世界歴史』¹²、一九七一年、岩波書店。栗林宣夫『里甲制の研究』第三章、一九七一年、文理書院。なお浙江の情況については、前稿甲の一、明末の里甲正役参考照。
- (5) 崇禎『松江府志』11・12、役法。また栗林宣夫、前掲書第三章第一節参照。
- (6) 万曆『上海縣志』⁴賦役志下徭役。万曆『青浦縣志』3役法。
- (7) 承役の順序は松江府志の記事では逆に受け取れる可能性があるが、『松郡裏原均役成書』文集所収、李復興詳免総甲ではこの順序を明記している。
- (8) 『松郡裏原均役成書』所収「致幕藩(崇天顏—筆者註)士民公呈」
- (9) 摘稿「明代江南の水利の一考察」『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九年参照。
- (10) 畜役の種々の役目を里甲正役に含めるか否かの議論があるが、この時期のこの地域についてはかかる問題設定がさして意味を持つとは筆者には思えない。ただ山根幸夫氏の指摘の如く『明代畜役制度の展開』、三九頁、一九六六年、江南デルタでは一般に糧長を正役に含めており、ここでの里役・糧役という分類も、正・雜によらず十年・五年という編審のサイクルに基いている（『松郡裏原均役成書』沈奎序では「往時編審、大役五年、小役十年」と述べている）と考えられ、里役・糧役ともに里甲正役に含めて考えることにする。他の一府についても同様である。
- (11) 崇禎『松江府志』11、經催の記事、「華亭鄭酌議賦役、以甦民困八款」「華亭聶公紹昌布解議」「聶紹昌北運議」、同志¹²「華亭章公尤儒收銀榜論」、『松郡裏原均役成書』王広心序など参照。
- (12) 山根、前掲著一四五～六頁。
- (13) 栗林、前掲著一八七～八頁。
- (14) 以上は無錫・宜興県。職務は万曆『無錫縣志』⁸役法の記述による。なお江陰県では里長→糧頭→総甲→書手の順になる。

(15) 康熙『靖江縣志』¹⁶記、所収王錫爵「靖江県、里役編年長賦記」では、里長十人から毎年一人を「長賦」とし、他の九人がこれを監査する靖江のみの特異な法を施していると云う。

(16) 万曆『常州府志』⁶錢穀、徵輸。また同条所収「万曆十六年本府知府譚桂議」。なおこの譚桂の文で靖江は落ちているが、万曆『靖江縣志』⁴戸役には「糧長、職收解闈邑諸賦、六十畠各一、十年一輪」とあり、宜興と同じように里ごとに充当されていたらしい。

(17) 粟林前掲著一八〇頁。糧長の中からさらに銀両を收取する取頭を充てようとするが、果して実施されたかどうか確実でない。

(18) 前掲(16)譚桂の提議。本色の税糧を催徴し、漕糧のみを水次倉に納める「糧長」、白糧を春辨、兌軍する「解頭」、折色（金花銀か）と徭里銀を櫃で管収する「取頭」に三分せよと云う。

(19) 康熙『無錫縣志』30徭役、櫃頭。

(20) 同一の記事が康熙『蘇州府志』、同『長洲縣志』に見えるだけであり、前者の役法関係の記述は崇禎『吳縣志』

のひき写しである。長洲県は吳県とともに府治の県である。

(21) 常熟県。『江蘇省明清以来碑刻資料選集』¹⁷「黃冊親供議碑原碑在常熟追前」（万曆三十年）、(328)「邑侯京山楊公酌議

漕政八款」（崇禎三年）。後者には「公正有收放之責、其担已重。若復以催徵累之、疲于奔命矣」とあり、總催の集めた糧米を公正は収納し、然るべき糧解に交す（放）のであるか。なお銀両の経収は、守櫃（呂）、櫃收（長洲）、櫃頭（吳江）收銀（太倉）とならんで常熟では取頭が当つている（康熙『蘇州府志』²⁷徭役、万曆三十八年の条）。

(22) 梁方仲『明代糧長制度』（上海人民出版社、一九五七年）八二七五頁。浜島前稿甲、一四三七五頁。

(23) 万曆『嘉定縣志』⁶賦役、糧長

万曆十一年、県令朱公廷益、以里長排年充役。自一六、而二七、而三八、而四九、而五十、十歳再更。嘉興府の糧長・現年の承役の事例に似る。

(24) 粟林、前掲著一八六七頁。

(25) (24)参照。

(26) 4、一九五五年。
粟林宣夫「明代後期の農村と里甲制」『東洋史學論集』

(27) (21)ならびに康熙『常熟縣志』⁹徭役、催糧候比之役の条。

(28) 崇禎『吳縣志』⁹役法。

(29) (27)所引康熙縣志。

(30) 山根前掲著一二三七五頁。また小山正明「明代の十段法について」『仁井田陞博士追悼論文集』第一巻へ前近代

アジアの法と社会／一九六七年、勵草書房。②『千葉大学文理学部文化科学紀要』一〇、一九六八年。

(31) 前稿甲。また乙の七六～七頁所載表参照。

(32) 前稿乙の二参照。

(33) 『明史』231、列伝119。高巍龍『高子遺書』¹⁰上、「毘陵歐陽守紀略」などを見よ。明確な東林である。

(34) 前稿甲一六七～八頁参照。

(35) 万曆『靖江縣志』は四十六年の刊刻である。

(36) 万曆『武進縣志』は唐順之の子、唐鶴徵の編纂・執筆による。

(37) 『明儒学案』55諸儒下「給事郝楚望先生敬」黃宗羲の評価は「明代經を窮むるの士、先生實に巨擘と為す」と云う。

(38) 前稿乙の三。なおここで馬起萃を按察使としたが、これは巡按御史の誤りであった。川勝守氏の御教示に感謝する。

(39) 銀臺とは、明清において通政使の雅名である。何三畏『雲間志略』⁴「華亭令謙山鄭公伝」には、「許銀台、樂善惺所」なる人物が見えるが、この許樂善は隆慶五年の進士、鄉県知縣→御史（掌河南道）→南京光祿卿→南京通政使に至った（嘉慶『松江府志』⁵⁴許樂善）。王広心の曾祖父嗣譽は、一生官途に就かず鄉先生で終つたらしいが、その青年

時代の同学・交流に「許通政樂善」が在り、同世代の親近関係が推定される（同志、王嗣譽）。樂善を広心の曾祖父とする確証はまだ見出しえないが、可能性は非常に大きい。

(40) 許樂善『適志齋稿』⁴「乞罷礦稅疏」。また『同』⁵「諫查奸棍、兼罷礦稅疏」

(41) 『同』⁴「內台嘗憲考実授疏」。白蓮対策と徭役改革との関わりについては、拙稿「明末江南の葉朗生の乱について」『海南史学』^{12・13}、一九七五年、参照。

(42) 『同』⁵「拾遺方面疏」

題為糾拾方面遺奸、以嚴計典、以肅吏治事。臣等竊惟、藩臬、郡守、業經部院品評、淑慝最殷有差矣。臣等恪遵旧例、應有糾拾。……是用細加体察、猶有七人矣。……浙江湖州府陳某、才猷似敏、性氣多乖。……均田、若是義舉、何初議時、力陳不可。迨衆民鼓燥、被脅曲從。……前稿乙注⁵⁵で、陳亮が降等されていることを指摘しておいたが、やはり均田均役をめぐる事態もその原因となつていることが確認される。

(43) 張衡所は何人か不明であるが、華亭知縣（二十七～九年在任）の張繼桂に比定したのは次の理由による。（①この書簡で「父母」と呼ばれている。②この書簡中の最も遅い年代は壬辰（万曆二十年）である。（③徐階（万曆十一年没）の晩年から二十年前後経過したことが示されている。

(44) 前稿甲一六一頁、また注(17)参照。前稿の時点では「郷紳」顧正心の行為の背景は不明とした。今この樂善の「再与張衡所」によつて訂正・補足する。

義田創行於徐氏、止拠自己有田畠、分与之、其他則否、尚未周徧於通邑也。自監生顧正心、因躬応重役、創行義挙。將己田收租抜產、期以數年置田八萬畝。均給各里排貢役、以甦息繫縣民力。其慷慨布德施惠、世所罕有也。

業經本府具申、兩院奏聞、欽授光祿署丞。本生增置、不久當散給各団、蒙惠有日矣。……(傍点筆者)

顧正心は元來郷紳ではなく、生員であり、重役に就いていた。その故に役田を寄附し、郷紳になつたのである。なお

本生ニ樂善も役田を寄附しているらしい。

(45) 其駕言偏累、欲官戸・廻戸の助役者、不過指公科斂、為肥家計耳。台下固不必准理也。生等公同熟計、其不可助者有三、不必助者亦有三。(傍点筆者)

(46) (44)参照。「本生増置し……」とある。

(47) 『明史』213列伝101徐階伝

子璠、以廬官太常卿。……孫元春、進士、亦官太常卿。

(48) 陸樹声『陸文定公集』卷二三、「答甘紫亭按院」。なお反対理由②の一部はすでに重田徳氏によつて紹介されてゐる(「郷紳支配の成立と構造」『世界歴史』12、岩波書店、一九七一年、三七三~四頁)。甘士介の改革に関する史料

は、今までのところ、これしかない。

(49) 後掲、葉向高『蒼霞綱草』19「答徐檢吾」。また申時行『賜間堂集』38参照。

(50) 『明史』261列伝139。『同』110表11宰輔年表²。

(51) 前稿甲、一四七頁。

(52) 華亭県の郷紳。天啓五年南京礼部尚書を致仕、崇禎四年に礼部尚書に復するまで家居していた。『明史』288列伝

(53) 『容台集』3「送聶昌侯入覲序」

(54) 龍錫は、四年から十七年まで、袁崇煥の事件に連坐して戍刃され、十七年に帰るがすぐ死去している。祁彪佳の在任は十七年六月からの短期間であるが、この時の改革挫折に竜錫の係わつた可能性は殆ど無く、むしろ郷紳全体の意向の反映を見るべきであろう。

(55) 文中の前撫周公が周忱を指す可能性も皆無では無い。ただ均田均役を周忱に結ぶ論理が薄弱であり、また孔教も正役の一部について照田派役・優免の限制を行なつてゐるから孔教を指すものと考えた。

(56) 前稿甲一五三~四頁に引く。

(57) 崇禎松江府志所収の文より詳細であるが处处に不明の字があり、府志で補うことにする。

(58) 『神宗憲錄』⁴³、万曆三八年七月丁未の条に「命御史房壯麗、巡按蘇松」とある。均田碑の文には「謹会同巡按

直隸監察御史房¹、一一為「皇上陳之」とあるが、房の下はもともと一字存在しなかつたであらう。府志には直隸以下欠。なおこれから推定すると三八年秋以降に奏請は行なわれたことになる。なお實錄には一切記述がない。

(59) 均田碑に無し。府志にて補なう。

(60) 山根、前掲著一二一頁参照。

(61) 収兑糧長のことであろう。第一節、松江府糧役の項参考照。

(62) 後述の如く上海・青浦と揃って出されており、奏請が採られて正式の法令となつて後に編まれたものである。

(63) 詭寄については前稿甲一五五七頁、花分については同じく一五九頁参照。

(64) ただ、Cには、花分が五千畝、詭寄が一千四百九畝となつており、矛盾は残るが、A Bから見るに詭寄が清査されたことに間違はない。

(65) かくて、無錫県均田碑も残つたのであらう。

(66) 無錫県均田碑による。実錄には一切これに関する記載が無い。

(67) 松江府志では「……濫免、由畝確行査編」とある。

(68) 『明史』¹¹⁰表11、宰輔年表²

(69) 『明史』²²⁰列伝¹⁰⁸。「同」¹¹²表13七卿年表2『神宗實錄』万曆三十八年七月甲午の条。

(70) 松江府志所収の文では、加倍常額とある。

(71) 「無錫県均田碑」

欽遵、抄出到部、備咨到院。案行該道行府転行各具掌印官。各將清出花分・詭寄・優免限外、及寄庄等項田畝、照依虎鼠文冊、尽數編差、照冊挨充。如遇後戶消乏、將田転售他人、即以其役責令買主代認。五年役畢、照法另編、不許奸人托故推避、移累小民。仍將議定優免規則、及各原從地方之便、僉点差解名數、田數等項、并本院印題・戶部復奉明旨各緣由、勒石縣門、永久遵守、不許廢弛。

(72) 崇禎『松江府志』12役議、「上海知縣徐日久、(均役全書)叙略」

(73) 同じく「青浦知縣王思任敍略」。王思任の『王季重先生文集』²にも収録されている。

(74) 崇禎『吳縣志』9役法、万曆三十八年の條周爾發「吳縣均役書跋」

中丞徐公來撫吳、亟計所以蘇之、搜剔弊本、條上均役之疏。旋奉明旨、勅有司不得以私意行法不如法矣。絳國救時、画之大者。今又朝廷之令申也。斟酌既定、發以職事、競々奉行。然吳邑事体、与諸州縣不同。諸州縣阡連陌接多者、當與邑之三。畝田而役、役可使均。吳邑西境多山巨浸環之、無所得田。兩洞庭居人、多挾賈經商。總計山

郷・水郷、泊諸荒瘠、數不滿五十一萬畝。而昨歲清覈花
詭之田、七千一百畝有奇。

(75) 前稿甲一六一頁。

(76) (73)万曆二十二年の条参照。

(77) 前掲「董紹昌均役全書跋」

(78) (71)参考。

(79) (72)(73)参考。

(80) 以下の各役目については第一節松江府の条参照。

(81) 前掲「官甲余田起役議」

(82) 第二節で見た松江府の糧役の分類も、三十八年に始ま
つたものかも知れない。

(83) 表IIIには「福府等」とあったが福府は見えない。ただ
同じく白糧を扱うという点で、北運に含めたのであろう。
また中等役について人数、編田額が一致しない。

(84) (83)万曆『常熟縣志』²賦役、
万曆二十二年分倉糧、屬甲児。而北運・南運・櫃收・輕
賚・楊鳳解戸等差、則合一縣之丁力、通邑協辦。(傍点
筆者)

(85) 前稿乙参照。

(86) 前掲「無錫縣均田碑」所引の戸部覆議に見える署部事
・右侍郎の孫某であろう。名璋、字純玉、号藍石。渭南の
人。万曆五年の進士。反魏忠賢派であり、死後贈られた恩

恤は忠賢によつて剝奪された(『明史』241列伝¹²⁹。『蒼霞余
草』¹に「考績褒封記」がある)。

(87) 宰相李廷機(号九我)であろう。

(88) 洪文衡、字平仲、号桂渚。歎人。万曆十七年進士。時
に太常少卿であった。顧憲成の登用を力陳している。(『明
史』242列伝¹³⁰。『蒼霞余草』11「洪公墓誌銘」)

(89) 不明。崑山県を始め蘇州府には顧姓の郷紳が多い。

(90) 『賜間堂集』³⁸「与徐檢吾撫台」。前稿乙の他、吳興・
嘉興の事態については、前掲「湧幢小品」¹⁴「先兆」参照。

(91) 『賜間堂集』³⁸「興房素中按院」

(92) 『雲間志略』は北京図書館善本の影印に拠ったが、第
十一葉表から第十四葉表のうち第十一葉が完全に落ちてい
る。しかし第十三葉に「会宮保以寿九十、天子存問之使在
門。公与弟岡卿、肅衣冠、並騎出迎使者、与之揖讓成礼而
退。不月余、而以肺病大劇、遂不起矣。時公年五十。」と
あり、第十三葉以降も陸彥禎の伝として誤りはない。なお
樹声の九十才とは万曆二十六年に当る(『明人伝記資料索
引』による)。

(93) 天啓四年に刊行されているが、東林と閹党の対立、後
者の勢力の拡大と闘争の様子が見えてくる。因に暫く後の開読
の変の際の閹党の南直巡撫毛一鷺(田中正俊「民變・抗祖
奴變」『世界の歴史』¹¹、筑摩書房、一九六一年、五六)

九頁) は賞讃されている。卷六、「司理毛(一鷺)伝」。

(94) 徐日久『論文別集』所収、龍墳「真率先生学譜序」。

(95) 前稿乙、八九頁。

(96) 字延之、号景陽。崑山の人。(『明史』²³¹、列伝¹¹⁹、顧允成伝に附す)

(97) 『顧端文集』4 「与諸敷陽儀部」。

(98) 前稿甲、一五七〇九頁参照。なおここでは優免による

寄一般が否定されているかどうかは不明である。諸寿賢が常熟で詭寄を受けていたが、常熟の東林、錢謙益は、何よりも客宦の謫免を肅正すること、その上で不足なら同郷の郷紳も当役することを主張しており(『牧育初學集』⁸⁷「与楊明府論編著」)。一部を前稿甲一五八頁に引く)、郷紳地主は先ず客宦の謫免を廃止することで、自らの特権の限制を小さくしようとする傾向があつた。

(99) 『明儒学案』60、東林、³ 孝廉許靜餘先生世卿の条。

(100) 小野和子「東林派とその政治思想」『東方学報』²⁸、一九五八年、二五五頁。浜島「明末江南の葉朗生の乱」『海南史学』¹²・¹³、一九七五年、一六頁。この奏議は収奪と民乱との相関を一般的に説くのではなく、特に江南デルタに視点を据えているところに重要な意味がある。その出身階層について小野氏は「相当の地主」と推定しておられる。この史料から推すと、いわゆる“中人”¹¹庶民地主であつ

たらしい。

(101) 前掲(9)論文五四と五頁。また浜島「明末清初、江南デルタの水利慣行の再編について」『社会経済史学』⁴⁰—²、一九七四年、一三一四頁参照。

(102) 前掲(100)浜島論文参照。

(103) 『治安文献』²、徭役部、条格所収、劉勿所「均役之法」

(104) 崇禎『松江府志』¹⁷水利、治策²所収、周孔教「禁泥頭包攬公移」、「詳行華亭縣濬渠成規」。なお周孔教の水利改革は松江府についてのみ具体的に判明するが、おそらくは同時期の常熟のそれも関係があつた筈である。耿橈は周孔教等の上申により褒典を受け、父母は贈封を受けている。

(申時行『賜間堂集』¹¹「海虞耿侯考績賜恩太孺人八十寿序)」

(105) 前掲(9)論文参照。

(106) 崇禎『太倉州志』⁸賦役、白糧の条。

(107) 『明史』²⁷⁶列伝¹⁶⁴、『復社紀略』²。